

検査制度に関する意見交換会合での今後の議論について

令和3年4月20日
原子力規制庁
検査監督総括課

以下の通り、検査制度に関する意見交換会合（年4回程度予定）において、今後の実用炉の事業者の取組状況等について意見交換を実施したい。

(1) CAP 活動について

実用炉の事業者の取組状況について各社から説明をお願いしたい。

- ・各回2～3社程度（全4回）

対象：北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、原電

順番：指定しない（事業者間で調整）

時間：説明20分程度／社（＋質疑10分）

- ・内容は各事業者におけるCAPシステムの運用状況

- ①CAPシステムの概要（CRに登録する基準や登録できる者の範囲、スクリーニング基準など）
- ②1年間の運用実績（件数や具体例）
- ③1年間の運用実績を踏まえた課題と要改善
- ④その他

(2) 検査報告書に対する意見聴取プロセスについて

- ・令和3年度第3回原子力規制委員会（令和3年4月14日）において、検査報告書に対する意見聴取プロセス（参考1）を再度検討するように指示があった。
- ・令和2年度の運用実績を踏まえ、次回会合で、このプロセスについて議論したい。

【参考1】第31回原子力規制委員会資料4（令和2年10月7日）

3. 検査結果の報告書に対する事業者からの意見聴取プロセスの改善

「原子力規制検査等実施要領」においては、四半期毎に取りまとめる原子力規制検査報告書については、その案を事業者に開示して「事実誤認等に関する意見等の陳述を希望する場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）又は書面にて意見等を聴取する」とされているが、この手続きをとるべき範囲（白以上の検査指摘事項がない場合を含めるか否か等）が同要領では不明確であった。また、本年8月27日に開催した「第1回検査制度に関する意見交換会合」において事業者から、報告書に記載される検査結果や検査指摘事項について「事業者意見の提出も可能な運用とするなど、コミュニケーションが図れるようにしていただきたい。」との要望が出された。

これを受け、今後は、各四半期終了後3～4週間を目途に報告書案を作成し、原子力規制部検査グループにおいてこれらを公開し、事業者が意見等の陳述を希望する場合には、基本的には書面にて意見を聴取し、当該意見等とともに検査結果を原子力規制委員会に報告することとする。

(3) PRA について

起因事象の発生頻度及び機器故障率などのパラメーター収集や反映状況に関して及び適切性確認の結果で示したPRAモデルの修正箇所などの対応状況や反映状況について、次回会合以降、説明をお願いしたい。（対象：四国（伊方）、関西（大飯）、九州（玄海））